

自動車事故による補償（自賠責）

今回お支払いいただいた訓練用仮義肢・治療用装具の代金は、自賠責保険に申請することにより、還付率（状況により異なる）に応じて給付（還付）されます。手続きの流れは次の通りです。

※あくまで一般的な手続きの流れをご説明するものです。実際の手続きは、担当窓口を確認してください。

1. 病院で診察を受ける。
2. 医師より義肢装具製作所に処方が出される。本人に対し、装着証明のための診断書が出される。
3. 義肢・装具の製作をする。仮合わせ、適合チェックを経て、義肢・装具の納品に至る。
4. 本人が義肢・装具の費用を立替払いして製作所に支払う。義肢装具製作所より領収書・内訳書をもろう。
5. 本人の請求により、自賠責保険に請求する。医師の診断書と領収書・内訳書が必要。
6. 保険機関は、本人の請求に応じ費用を支払う。

